

奈良県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成二十八年八月十九日次の表の上欄の者の申請に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び規約の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二日

奈良県知事 荒井正吾

申請者	事業計画	縦覧期間及び場所
銚立区農地改良組合 組合長 福角 敏彦	農業基盤整備事業 銚立地区	平成二十八年九月五日から同月二十六日まで 大淀町役場